

高島市地域生活つむぎあい プロジェクトの概要

～ 令和5年度 成果と課題 ～



しまK



たかC



滋賀県高島市

健康福祉部社会福祉課
くらし連携支援室



たかP

高島市地域生活つむぎあいプロジェクトとは？

「高島市地域生活つむぎあいプロジェクト」は市が実施する
地域共生社会の実現に向けた取り組みの名称です。

地域生活

住み慣れた土地での日々の暮らし。いま、「地域生活での課題」を把握し、分野別福祉にかぎらない、世帯全体に着目し、課題の解決に資する支援が求められている。

つむぎあい＝つむぐ

第2次高島市総合計画において、高島の健康・福祉政策を、糸によりをかける「撚糸」の様子に例えて、つむぎあえるまちづくりとしている。

また、つむぎあいの「あい」には、“会い（人や機会との出会い）”、“合い（関係者が話し合える環境）”、そして“愛”の意味をこめています。

- ① どのような包括的支援体制を目指しているのか
→ 官と民の連携による出口（地域）づくり

はじめに ～今、求められていること

1. 「複合多問題」や「制度の狭間の問題」に対応できるよう

多機関協働による**総合相談支援体制**の整備をすすめること

→ ＜専門×専門＞の重層化を進める

80-50
ヤングケアラー
ひきこもり
終活サポート
etc...

2. 「困りごとの多様化」や背景にある「孤立」に対応できるよう

「地域の支え合い・活動」×「制度・サービス」が豊かにあり

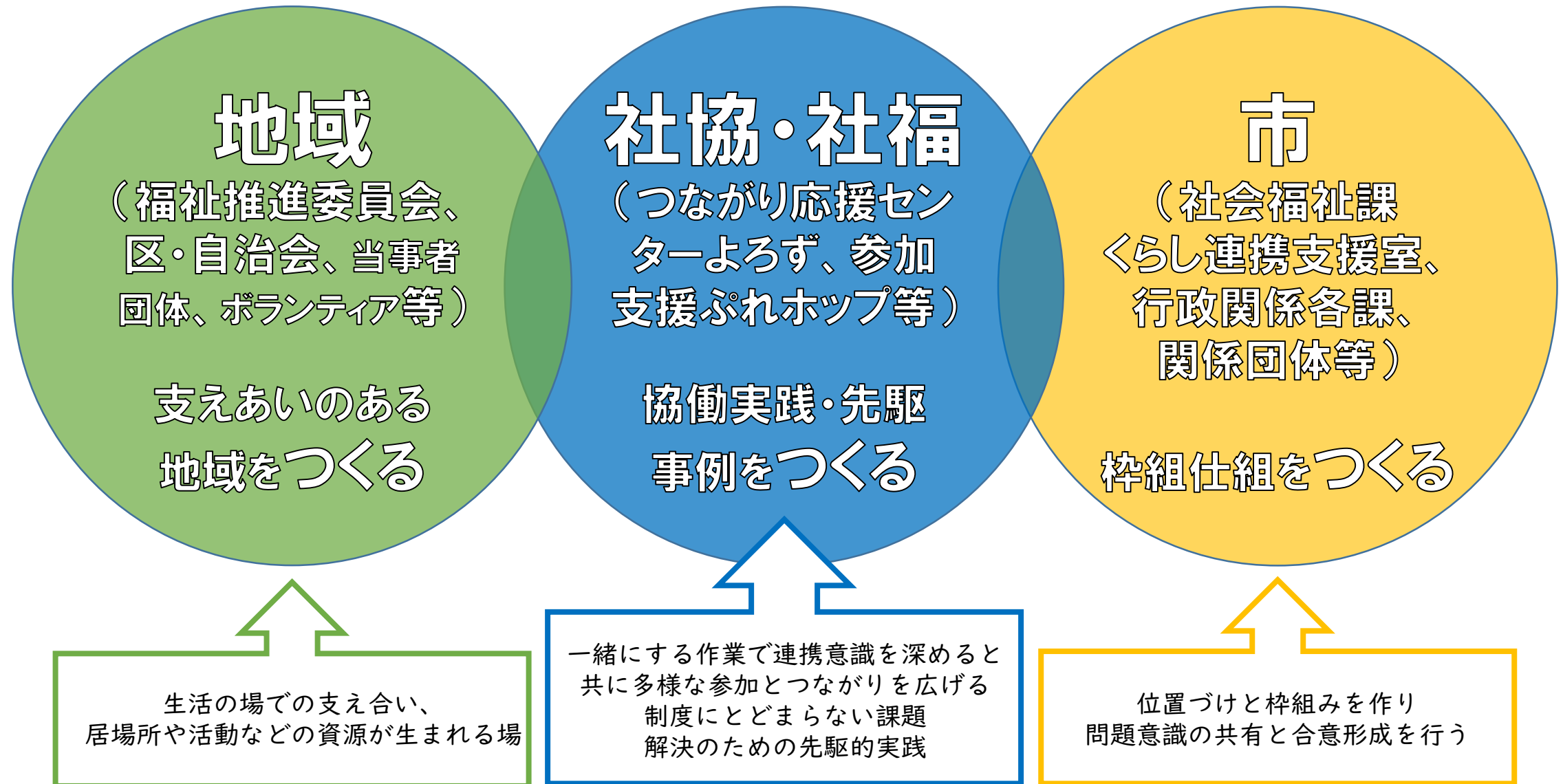
包括的に支えられる体制の整備を進めること

→ ＜地域×専門＞の重層化を進める

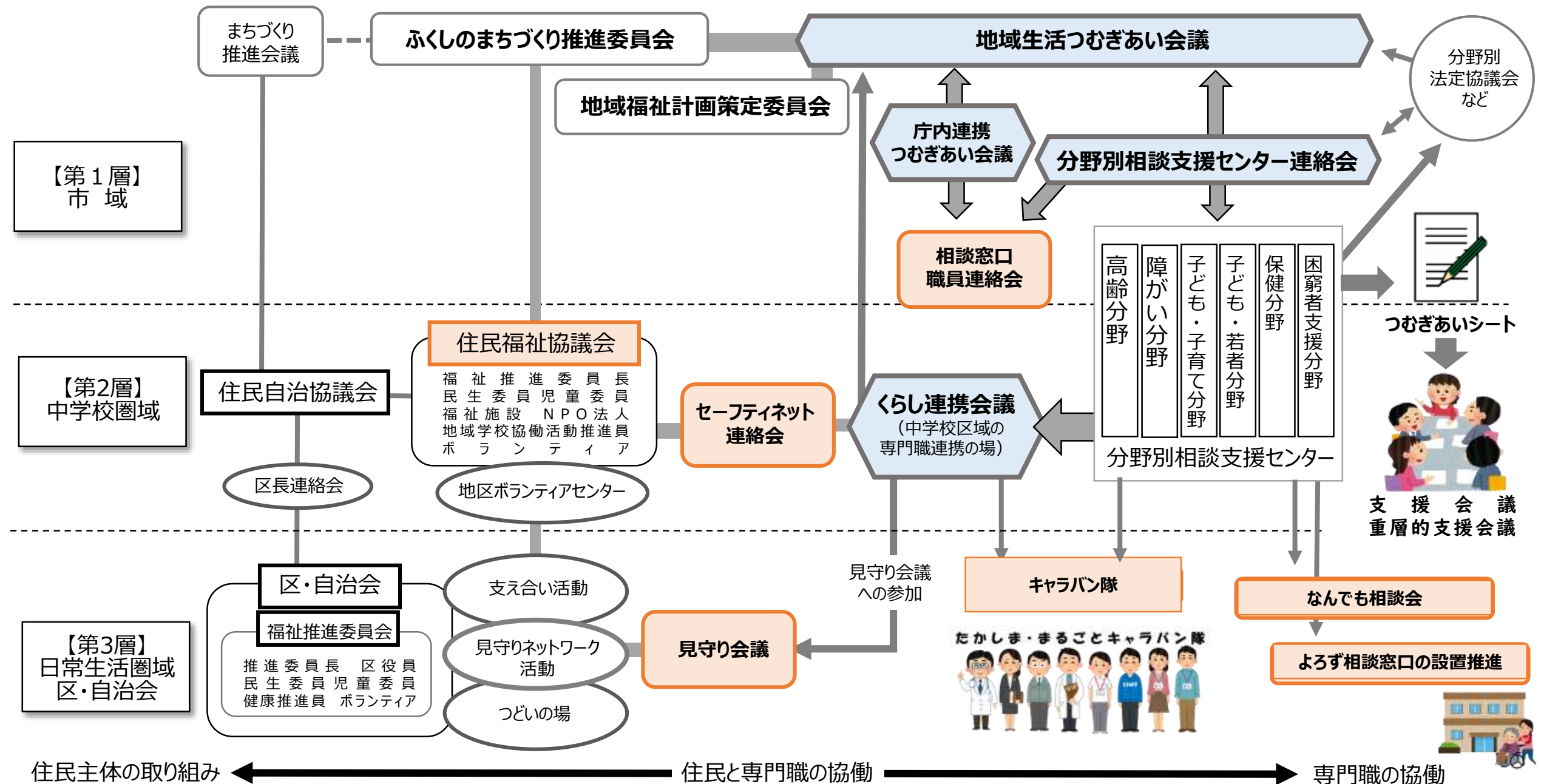
無縁・孤立化による
関係性の希薄化
様々な機会にアクセスできない問題
etc...

➡ “福祉”だけではない、様々な主体のつむぎあいが重要。

高島市での官（市）と民（社協・社福法人等）の役割と連携



多機関協働ネットワークの関係図（地域福祉計画・地域福祉推進計画に掲載）



多機関協働ネットワークが機能した 地域福祉の実践事例

セーフティーネット連絡会での連携（住民主体の話し合いに専門職が参加）

基本は、住民福祉協議会で気になるテーマを選定。昨年度、専門職から見た「地域の現状と課題」を提案



超高齢化社会体験ゲーム
（コミュニティコーピング）
をみんなで体験している様子

多機関協働ネットワークが機能した 地域福祉の実践事例

こども食堂とのコラボ（地域活動と保健師・企業の連携×社協）

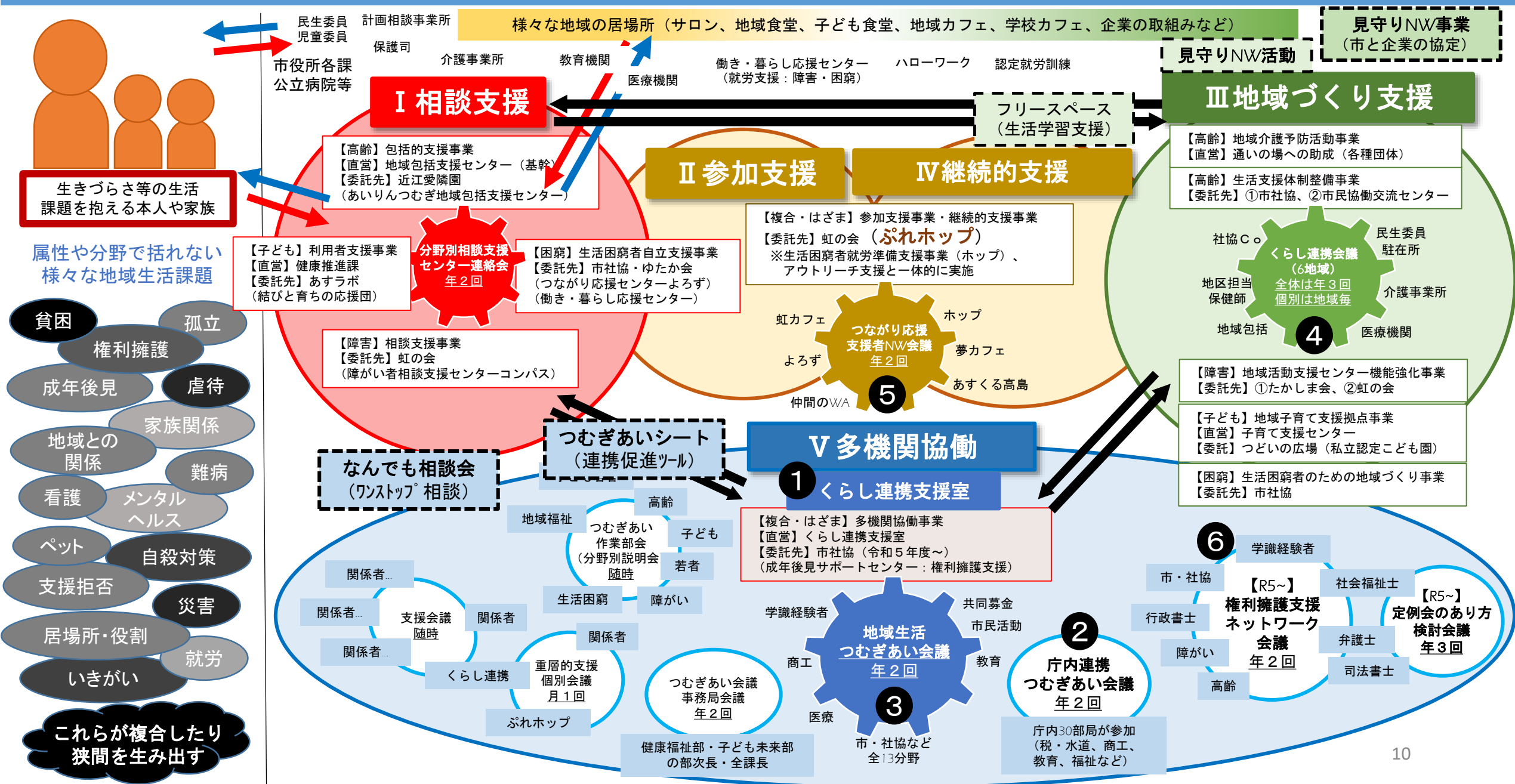
企業の地域貢献活動と連携し、景品用お菓子の提供や運営支援にご協力をお願いしている。



市社協が調整して保健師の出前講座と連携。健康面での周知や専門職とつながる機会をつくる。

- ② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み
→ 関係性を作る場、ニーズ持ち寄りの場

「重層的支援体制整備事業」の全体イメージ（高島市） 令和5年度版



② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

① くらし連携支援室（多機関協働を推進する行政組織）

■高島市の事業実施体制

社会福祉課の組織（課員14人。課長以下、3チームで構成）

1. 福祉企画チーム 4人（法人監査、民協、援護、災害時個別避難計画、重点支援給付金など）
2. 生活福祉チーム 7人（生活保護、行旅死亡人）

3. くらし連携支援室 3人（地域福祉計画、地域共生、生活困窮、権利擁護、行旅人など）



室長(主監)チームリーダー

- ・全体統括、地域福祉計画、生活困窮(子ども、地域づくり)



包括化推進員(主任)社会福祉士

- ・地域共生(参加/継続的支援、権利擁護)、生活困窮(全般)、行旅人



相談支援員(会計年度任用)専門職

- ・個別相談、支援会議、地域別くらし連携会議、見守りネットワーク

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

② 庁内連携つむぎあい会議（行政庁内のネットワーク）

生活困窮者自立支援対策庁内連携会議

- * 平成27年度に設置
- * 生活困窮者支援に関わる庁内22部局による会議体

庁内連携つむぎあい会議

- * 令和元年度に設置
- * 地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制の確立に関わる庁内33部局が参画する会議体
- * 令和5年度より、人事課、環境政策課、幼児保育課を追加

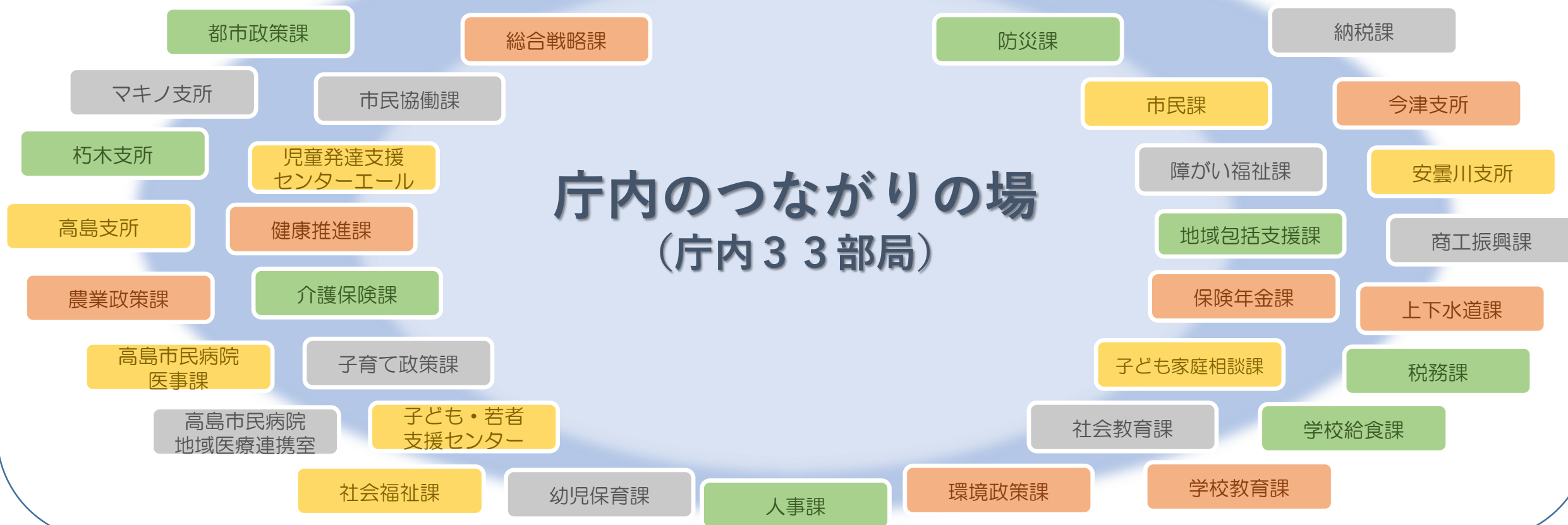
・どちらも、困りごとを抱える市民や家族等への“個別の生活相談・支援”が入り口。
・どちらも、経済的困窮や社会的孤立、生活課題の複合化といった社会的課題が拡大する中で、総合行政として庁内外と連携して対応することが求められている。



令和元年度より、一体的に開催

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

② 庁内連携つむぎあい会議（行政庁内のネットワーク）



○生活困窮者など暮らしづらさを抱える市民への支援のために必要な多機関連携や資源の開発について協議する。

○包括的かつ重層的な支援体制を構築するため、庁内の連絡調整および職員の意識・能力向上の仕組みをつくる。13

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

② 庁内連携つむぎあい会議（行政庁内のネットワーク）

困っている人に施策は届いているのか

▶ 庁内連携会議の役割は、連携と開発

単独の部署では応えきれない問題があるから、**連携**する。

➡ そのために相互理解を促進する。他法他施策の知識を得る。連携促進方法を考える。

今ある制度や仕組みでは応えきれない問題があるから、**開発**する。

➡ そのために好事例を学ぶ。新しい施策・事業を生み出す。今ある仕組みを変える。

▶ 市民や時代の要請として、気になっていることは無いか

下記のような声（相談・愚痴・意見）を聞いたことはないですか。

➡ 市民病院のＡＴＭが無くなってお金が出せなくなった。保証人を頼める人が居ないから、家を借りられない。猫と一緒に暮らしたいけど駄目って言われた。スマホで簡単と言うけど、スマホを使いこなせない。いつでも相談を！って、電話も苦手だし、昼間は時間がないし。

連携：上下水道課
開発：総合戦略課
それぞれから事例報告
頂き、好事例を共有した

高島市庁内連携つむぎあい会議 研修会

Contents

つながりにくい人と私たちはどうつながるか

～ 多様な相談者像を踏まえた必要性の理解 ～

日時：令和5年1月11日（水）10：15～

場所：高島市役所新館3階会議室11、12

中山 由紀子（虹の会）× 西川 孝史（障がい福祉課）

- ▶ 令和4年度実績：第1回では、庁内での具体的な連携・開発事例を学びあい意見交換を実施。第1回会議の意見を受け第2回では、“つながりにくい人とどうつながるか”をテーマに研修を実施した。

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

② 庁内連携つむぎあい会議（行政庁内のネットワーク）



事務局であらかじめ4～6人
程度の多分野混合のグループに
分けている。



- ▶ 会議の中心はグループワーク。会議前の事前ワーク＋当日の集合型ワーク＋会議終了後のまとめの共有などを丁寧に行うことで、参加者に当事者意識を持ってもらえるように工夫している。

連携するために大切にしたいこと

- 輪唱しよう = 背景と必要性は繰り返し×2、伝える
- 自分事にしよう = 参加者にとっての効果を知らせる
- チームになろう = 参加者のこだわり、困りごとに寄り添う
- 楽しもう = ワーク、現場を増やす。 ネーミングする。

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

③ 地域生活つむぎあい会議（市域での他分野連携ネットワーク）

高島市地域生活つむぎあい会議

市域でのつながりの場

（令和元年度設置：同志社大学永田教授）

- * 地域共生社会実現に向けた理念や取組共有の促進
- * 多機関協働による重層的支援体制の構築に向けた連携・協働の検討
- * 地域力の強化に向けた連携・協働の検討
- * 地域生活課題や福祉ニーズの把握

民生委員・
児童委員

生活困窮者
自立支援

NPO法人

要保護児童
対策

高齢者福祉

市民病院

くらし連携
支援室

共同募金
活動

医師会

教育委員会

市民活動
支援

子ども若者
支援

商工会

社会福祉
協議会

障がい者
福祉

- ▶ プロジェクトに関連する市内での取組実践と実践から見える地域での生活課題を関係者で共有するとともに、具体的な連携について協議する他分野・異分野連携のネットワーク。設置5年目。

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

③ 地域生活つむぎあい会議（市域での他分野連携ネットワーク）

令和4年度第2回では、
参加支援「ふれホップ」より
話題提供して意見交換。

キーワードは、つながりの回復

- 人は本来、つながり合い、助け合う本能を持ち合わせている。
その本能を封印してしまうもの→「孤立」
- 人は孤立すると社会性が衰退していく。社会性が衰退すると
怖くて人とつながれない状態に陥る→さらに孤立→悪循環
- 逆に、つながりが回復すれば、社会性が目覚め、再び社会参加
できるようになっていく。

社会福祉法人虹の会



- ▶ 会議開催前には、福祉関係部全ての部長次長課長が参加する「事務局会議」を開催。
関連施策についての目線合わせを行うこともポイント。座長は同志社大学の永田祐教授。

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

④ 地域別くらし連携会議（地域での専門職連携ネットワーク）

（圏域別）くらし連携会議

専門職のつながりの場

〔行政（支所・保健師）、社協など〕

- ・個別ケース対応や分野別活動から見る地域ニーズや課題、資源の把握
- ・各分野の取組方針や活動計画の情報交換
- ・目指すべき地域の姿に向けた専門職による連携構築、地域への働きかけの検討
- ・地域に根差した社会資源の創出、担い手養成に向けた検討 など

地域学校協働
コーディネーター

医療機関

支所福祉
窓口担当

民生委員・
児童委員

社会福祉
協議会

生活支援
コーディネーター

保健師

地域
ケア会議

個別支援

分野別活動

地域活動

日常の相談

見守り活動

セーフティネット連絡会

住民福祉協議会

住民主体のつながりの場

〔地域の住民、ボランティア、NPO、福祉関係団体、事業所など〕

- ・多様な立場の主体による地域課題の把握と解決に向けた検討
- ・分野を越えた関係者のネットワーク化
- ・目指すべき地域の姿に向けた住民主体による取組みの検討 など

- 専門職中心のくらし連携会議と住民主体の住民福祉協議会で協議されたことを共有し、住民と専門職が一体的に地域づくりを協議し取組みを検討する。分野ごとの専門職活動、地域ごとの住民活動の実践につなげる。
- 住民福祉協議会と市社会福祉協議会が主催するセーフティネット連絡会との連携をすすめていく。

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

④ 地域別くらし連携会議（地域での専門職連携ネットワーク）

身近な地域で、支えあうために。

- 参加する支援者の皆さんにとって、意義と意味のある場でないといけない。
- 一番大事なことは、顔の見える関係をつくり、連携がしやすくなること。
- 連携とは、気になることや人について、相談や協力して動くことができること。
- 気になることや人とは、支援者から見て安心できないこと、もやもやすること。
- 立場や関係密度によって、安心やもやもやの範囲は変わる。
だから、見立てや支援方法を共有する（目線を合わせる）ことが大事。

会議（＝集まる）意味を
言語化しておく
ことも大事。

令和4年度くらし連携会議 共通テーマ

□1. 内容の進化

顔の見える関係づくりと情報共有の、その先を意識してどんな活動ができるか。

- ①個別課題：個人の希望や課題を発見 ➡
- ②地域課題化：地域でのニーズ（生きがい）や、課題として整理 ➡
- ③協議：仕掛けや仕組みづくりを検討 ➡
- ④協働実践：具体的に動いてみる ➡ ⑤成果：何が実現した？解決した？ ➡
- ⑥展開：次の作戦・実践へ

□2. 地域間でのシェア

地域ごとの話し合いや実践から、すでにさまざまな取組みが動いています。
各地域ならではのニーズや課題に合わせた良い実践や経過を、他地域にも広げたい。
他地域での実践に広げる・シェア（共有）できる仕組みがつくれないか。

- ▶ 定例会は各地域メンバーの自主的運営。内容も各地域にお任せしている。
- ▶ くらし連携支援室が入る時は、市の取組や「共通テーマ」についての協議、地域間の実践をシェアすること等で連携促進を図っている。

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

④ 地域別くらし連携会議（地域での専門職連携ネットワーク）

□R5.秋 地域づくり支援の推進に向けた作戦会議

②-1 「みんなの居場所」の情報を共有・活用しよう

（別紙「一覧」をもとに、現材把握している情報を共有。地域支援チームで訪問する先などを整理。➡ 年内に一覧に集約）

②-2 地域づくりの好事例をピックアップして可視化しよう

（各地域で1、2事例を選定。別紙の情報整理ノートを参考に訪問・聞取調査により情報を整理。 ➡ 年度末に事例集作成）

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

④ 地域別くらし連携会議（地域での専門職連携ネットワーク）

地域づくりとは？

わたしたちは、
地域の中で、
多様なつながりや
参加の機会が
確保されていて

支えあい
が実感できる
「セーフティーネット」
をつくりたい。

その基礎となるのは、
「人と人のつながり」

伴走型支援と地域住民の気にかけて関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
 - ・「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」（専門職による伴走型支援）と、
 - ・「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援
（※）自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

地域住民の気にかけて関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかけて関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人のつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

④ 地域別くらし連携会議（地域での専門職連携ネットワーク）

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

【高島の実践】

サロン、つどいの場、見守りNW、地域食堂、学校カフェ など

コミュニティーワーク

【制度や仕組み】

見守り会議、福祉推進委員会、住民自治協議会、民生児童委員、区・自治会 など

地域住民の
気にかける
関係性

つながり・支え合い

専門職による
伴走型の支援

寄り添い型の支援

【高島の実践】

子若、障がい、高齢、困窮、健康等の分野別支援、参加支援 など

ケースワーク

【制度や仕組み】

分野別協議体、個別会議、センター連絡会、庁内連携会議 など

住民福祉協議会

福祉推進委員会

セーフティネット連絡会

見守り会議

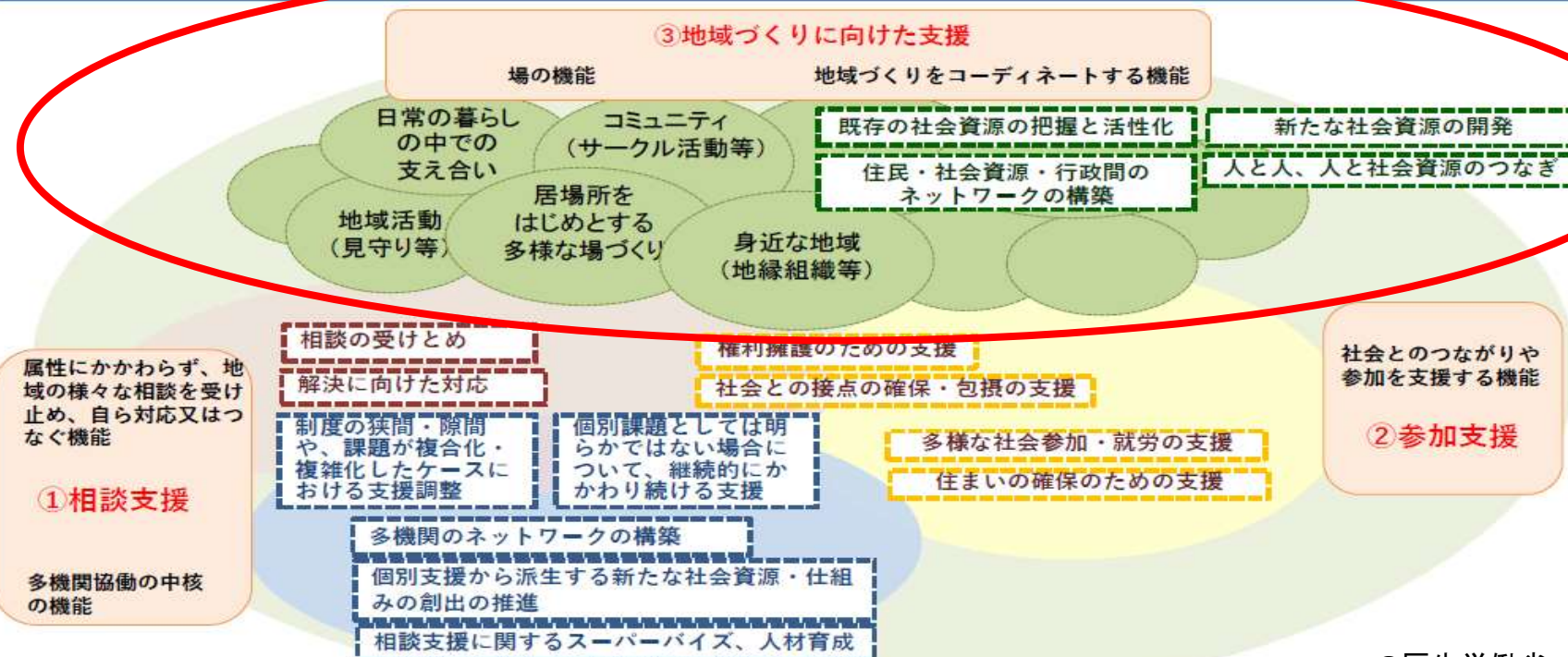
くらし連携会議

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

④ 地域別くらし連携会議（地域での専門職連携ネットワーク）

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援（市町村による断らない相談支援体制）
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。

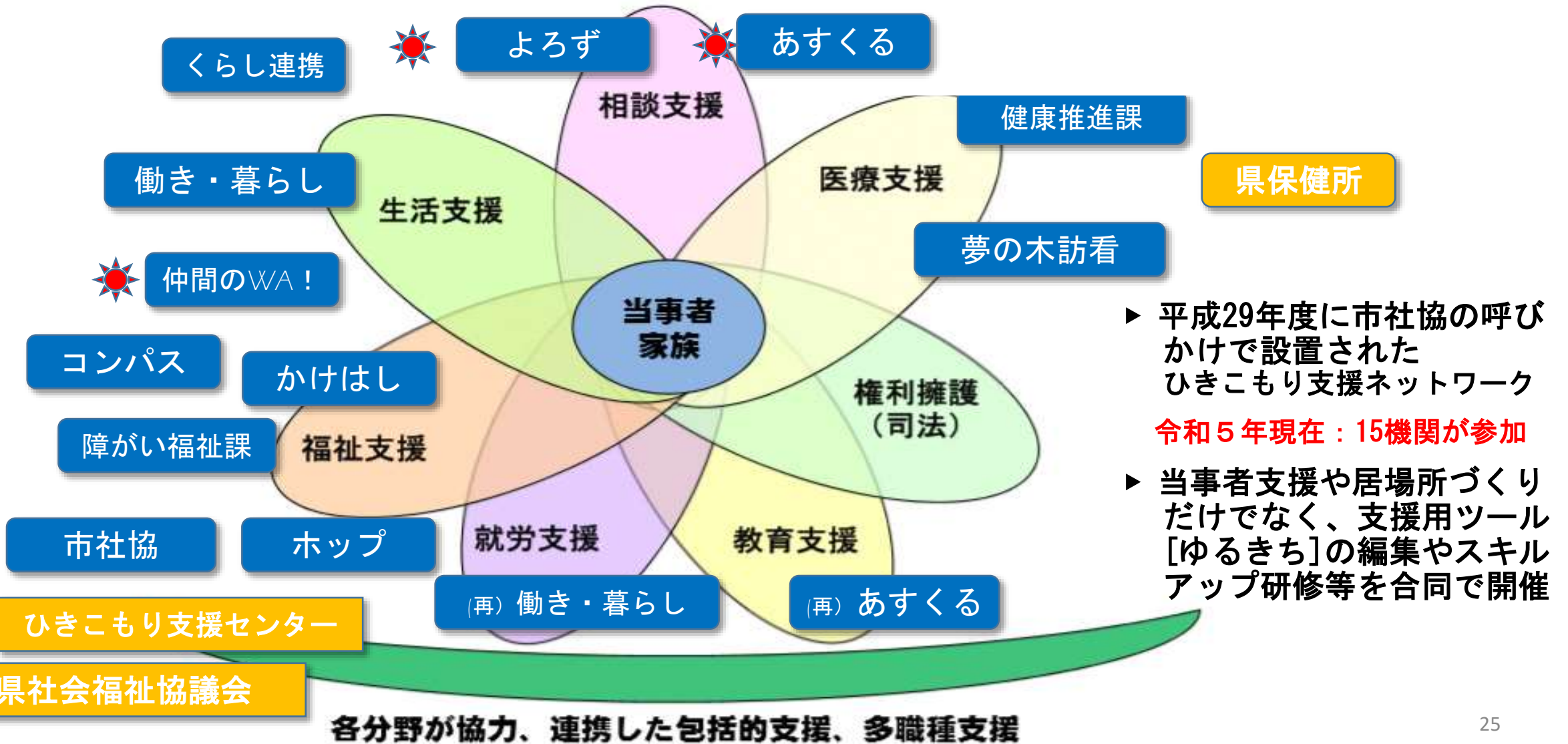


ここが、
地域共生社会
を実現する
一番の入口

【キーワード】
社会的孤立
社会的包摂
予防的支援
地域で暮らす
地域移行
○*福連携
家族機能の社会化
自立とは依存先を
増やすこと

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

⑤ つながり応援支援者ネットワーク会議（ひきこもり支援のネットワーク）



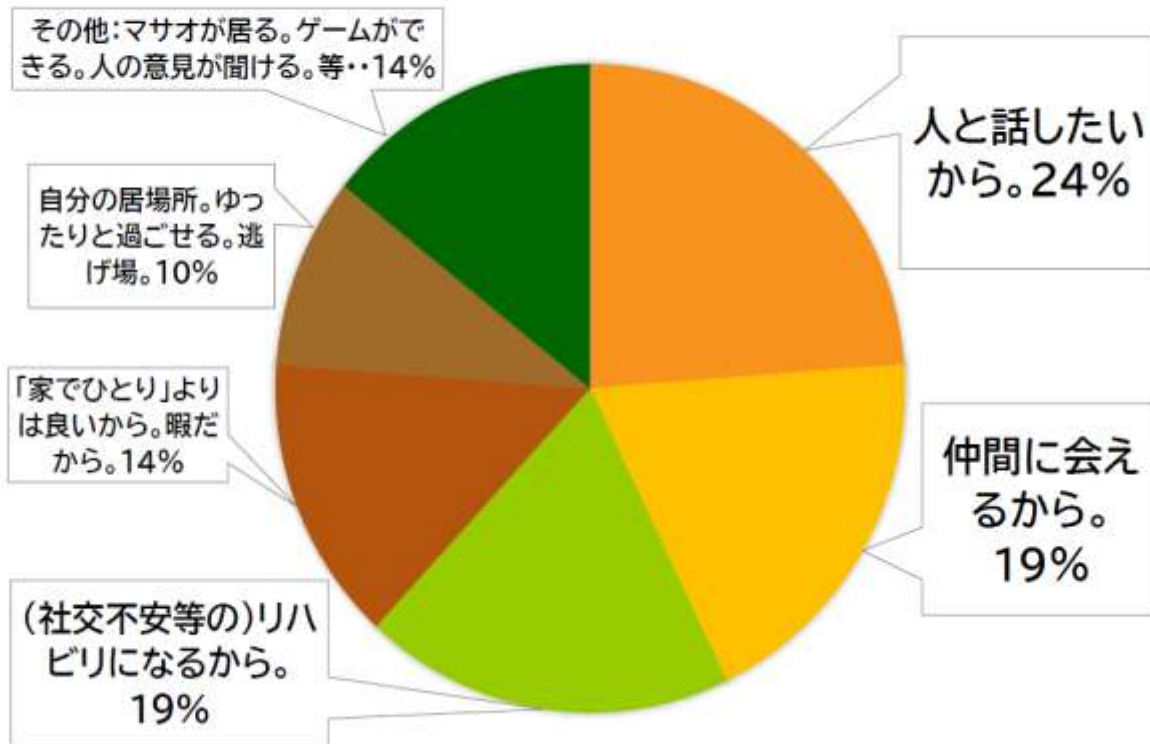
② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

⑤ つながり応援支援者ネットワーク会議（ひきこもり支援のネットワーク）

- ▶ 昨年度は、それぞれの居場所に参加する方に、「ゆるきちアンケート」を実施



ゆるきち 居場所に行く理由は？



なぜ、よろず畑に行くの？

- ・天井はない、壁もない、暑かったり寒かったり、でも自然の中でみんなで食べるお握りは最高！
- ・作業の前に必ず休憩がある
- ・生活リズムを整えるため。リフレッシュ
- ・たまには、若い子としゃべるのはええなあ



② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

⑤ つながり応援支援者ネットワーク会議（ひきこもり支援のネットワーク）



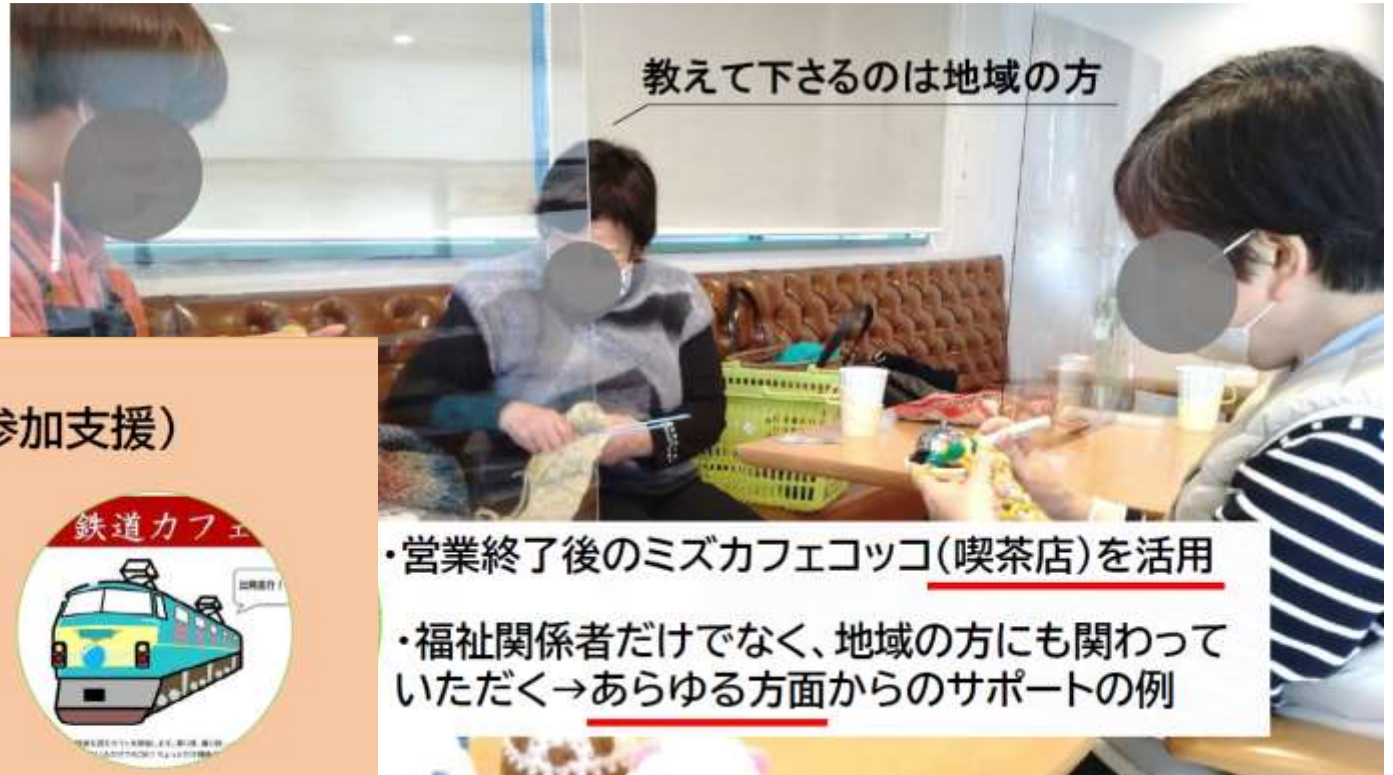
参加支援の拠点ミズカフエコッコ(JR新旭駅前)

- ▶ 令和４年度から新たに始まった「ぷれホップ」
- ▶ 初年度実績：参加支援プラン数 ９件（５人）
アウトリーチ等による継続的支援プラン数 ４件（２人）

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

⑤ つながり応援支援者ネットワーク会議（ひきこもり支援のネットワーク）

- ▶ 支援プランの作成には至らないものの何かを求めて、カフェに通う人や家庭訪問を受け入れる人もいる。（5人）
- ▶ ゆるやかな伴走者・居場所のニーズ



- ▶ 初年度の昨年は、まずは関係機関への周知を進めるために、各分野の職員向け説明会を実施。
- ▶ 今年度は民生児童委員さん向けに啓発の機会を持てるように依頼中。

② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

⑥ 権利擁護支援ネットワーク委員会（権利擁護のネットワーク）

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「**第二期成年後見制度利用促進基本計画**」（計画期間は**令和4～8年度**の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方（第二期成年後見制度利用促進基本計画より）

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳ある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

⑥ 権利擁護支援ネットワーク委員会（権利擁護のネットワーク）

高島市における権利擁護支援を推進するための「3つの視点」

「共通理解の促進」 関係者が各々の立場や役割を理解し、共有する

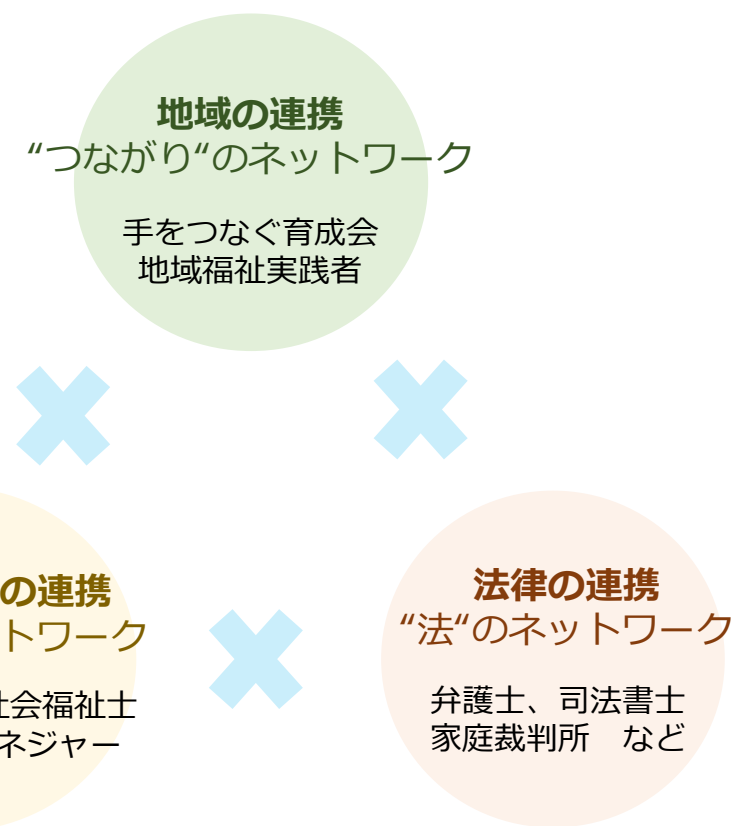
- ① 成年後見制度の必要性など権利擁護支援について理解
- ② 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と共有
- ③ 意思決定支援や成年後見人等の役割について理解

「多様な主体の参画を促進」 関係者の参画を促し、取り組みを拡大する

- ① 地域からの（での）相談・支援を円滑に行うネットワークの整備
- ② 中核機関と各相談支援機関との更なる連携強化
- ③ 地域の担い手（市民後見、法人後見）の活躍支援

「機能強化のための仕組みの構築」 関係者が効率的に協力する

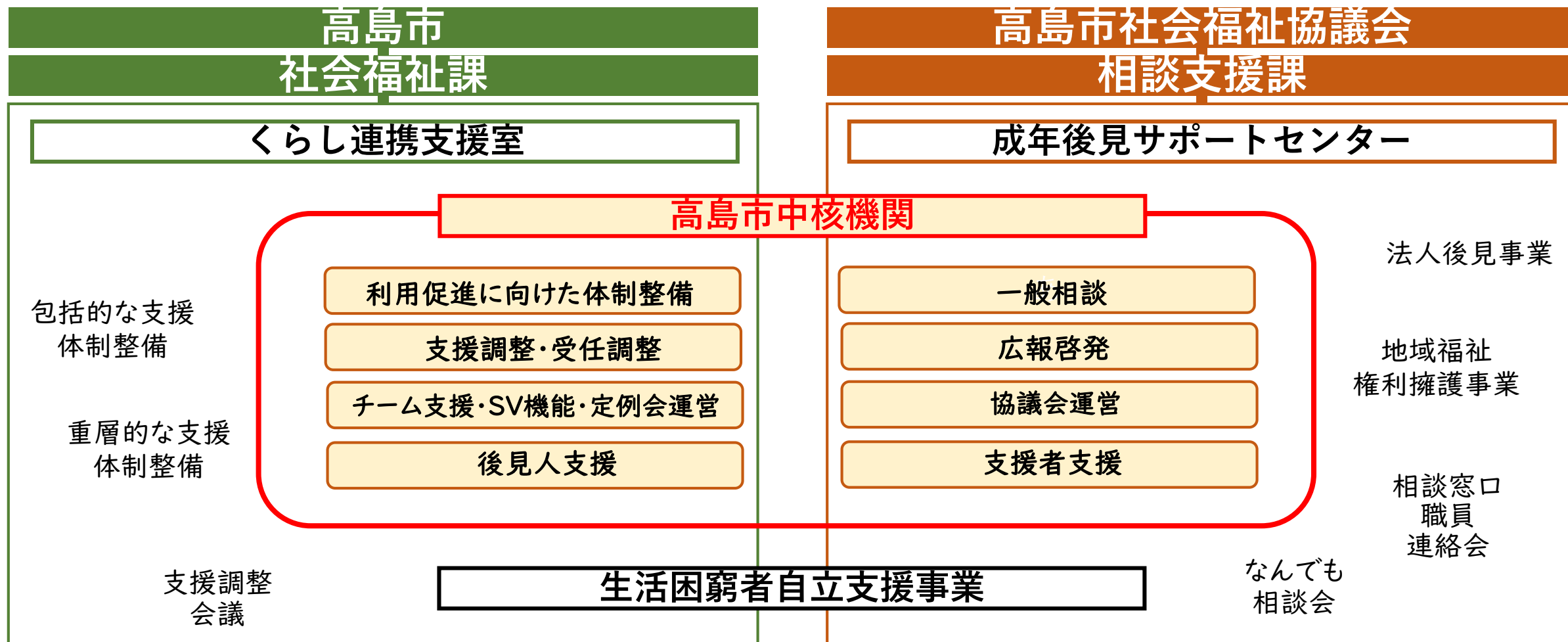
- ① 各相談支援機関等との効果的な連携の仕組みづくり
- ② 成年後見制度以外の権利擁護支援施策の充実・構築
- ③ 成年後見制度利用支援事業の適切な実施



② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

⑥ 権利擁護支援ネットワーク委員会（権利擁護のネットワーク）

高島市における権利擁護支援中核機関の位置づけ（令和5年度から）



② 庁内・専門職連携を促進し、体制整備を強化する仕組み

⑥ 権利擁護支援ネットワーク委員会（権利擁護のネットワーク）



③ つむぎあい(多機関の協働)による成果と課題

→ 実践から見えてきた体制整備の現在地、みんなの声

③ つむぎあい（多機関の協働）による成果と課題 → 実践から見えてきた体制整備の現在地、みんなの声

★きっかけとなった仕組み

「地域生活つむぎあい会議」・・・ 市域の多機関連携のネットワーク

(R4実績:2回)

★成果 保護猫活動とひきこもり支援の連携（他分野連携）

委員の一人が個人的にされている保護猫活動の譲渡会に、ひきこもり支援機関が支援中の当事者が参加。また、活動紹介のチラシにも掲載。

→ 他分野の活動同士が、具体的な協働につながる芽が出始めている。

★課題 他分野、異分野との連携・協働の促進

福祉の取組みだけでは、くらしの困りごとや地域づくりは解決しない。

→ 農林業、地域振興、教育などつながり、協働する更なる仕掛けが必要

★みんなの声

奴雁(どがん)という言葉がある。自己責任を強いる時代になっている中で、教育の役割は大きい。福祉だけでない取組みを一緒に進めることが必要。個別支援の重層と、まちづくりをうまく融合させていくことが今後の課題。



③ つむぎあい（多機関の協働）による成果と課題 → 実践から見えてきた体制整備の現在地、みんなの声

★きっかけとなった仕組み

「地域別くらし連携会議」・・・ 身近な圏域の専門職連携のネットワーク
(R4実績:6地域、各3回)

★成果 ネットワークへの参加機関の増(チーム力の強化)

今津地域にある医療機関(市内で唯一の無料低額診療実施病院)からの連携依頼を受けて、地域支援ネットワークへの参画を依頼して参画が叶った。

➡ 身近な生活圏域で、エリア担当として活動する専門職のチーム力強化

★課題 実践の蓄積と、成果の見える化による協働促進

実績と効果を見える化し、理解者を増やさないと活動は継続しない。

➡ 永遠に続くのが地域づくり。更なるつむぎあいを拡げていくことが必要

★みんなの声

昨年度、夏祭りでの健診の啓発に挑戦したが失敗した。再挑戦したい。

ある飲食店が子ども食堂に興味を持ってくださっている。一緒に相談したい。

地域学校協働活動と、高齢者の居場所づくり活動を連携させたい。



③ つむぎあい（多機関の協働）による成果と課題 → 実践から見えてきた体制整備の現在地、みんなの声

★きっかけとなった仕組み

「つむぎあいシート」・・・ 連携促進のためのツール

(R4実績:シート活用11件、支援会議開催29回)

★成果 シート以外の相談の増加（連携意識の向上）

頻回にお話に来られる市営住宅の独居高齢者、ごみ屋敷 & 多頭飼育の高齢親子、支所窓口に相談に来られた個人事業者

➡ 複数機関から「つないで、皆で支える」相談が増えている。

★課題 つながったあとの連携、終結までのモニタリング

その後の経過はどうなったの？の声。人事異動や課題解決による支援の中断。

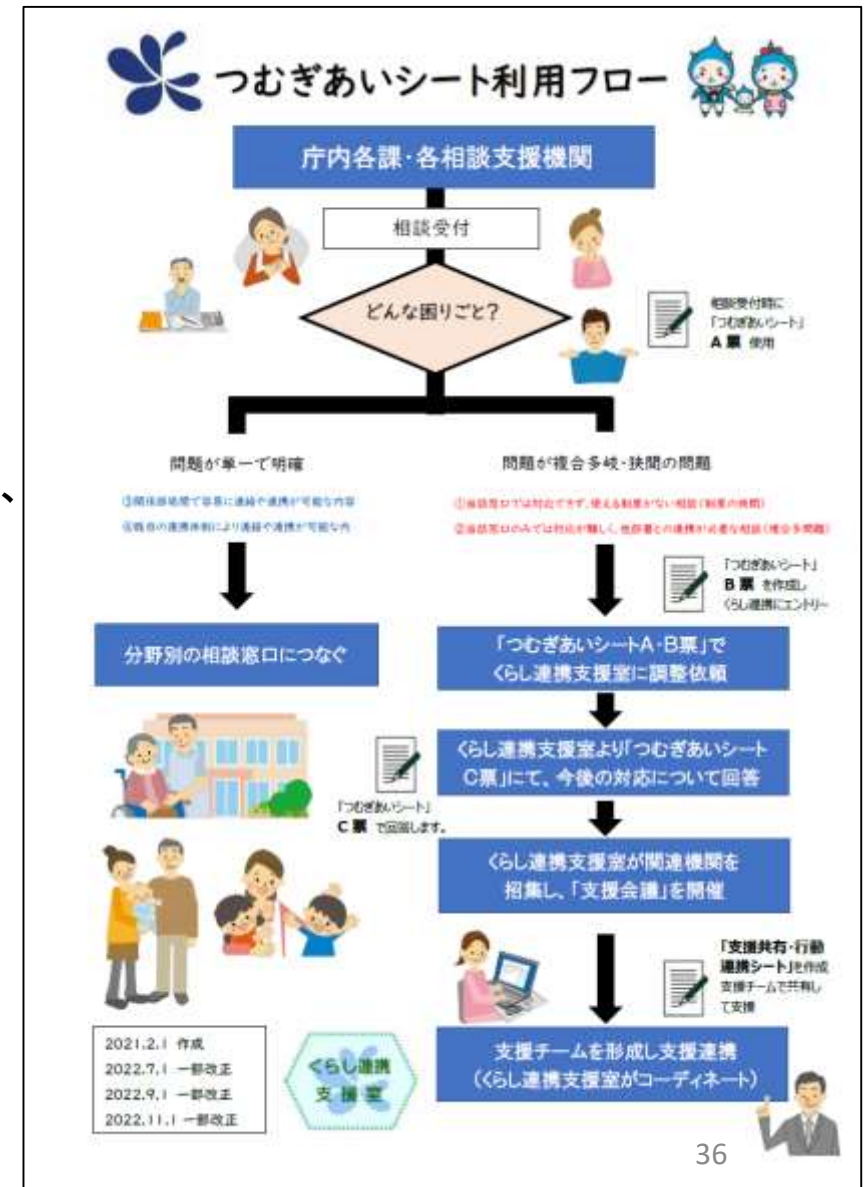
➡ フィードバックシートの追加、支援会議によるモニタリングと終結の確認

★みんなの声

複合多問題は以前からあったけれど、最近本当に増えている実感がある。

複数機関でのモニタリングを重ねながら、伴走していけるところが有効だ。

家族に一番近い支援者が孤立しない(支援される)仕組みが必要だ。



③ つむぎあい（多機関の協働）による成果と課題 → 実践から見えてきた体制整備の現在地、みんなの声

★きっかけとなった仕組み

「見守りネットワーク事業」・・・市と事業者の協定による見守り活動 H26～
(R4実績:協力事業者72者、うち新規4者)

★成果 市と市社協が一緒に見直し（制度のテコ入れ）

制度はできた瞬間から経年劣化が始まる。特に、コロナ禍で事業所との連携が難しくなる中で、個別説明会や新規の声掛けなどに新たに取り組んだ。

➡ 相手の顔が見えて、些細な疑問点が解消されると相談がしやすくなる。

★課題 生活密着型事業所との連携強化、支え手の育成支援

コンビニ等との連携強化。地域による支え合い機能の育成支援。

➡ 今後、身近な生活圏域での居場所や支え合い機能の育成支援が必要。

★みんなの声

認知症等にどのように対応すると良いか対応方法や事例をもっと知りたい。

家族がいると市への連絡を迷っていたが、これからは連絡していけると良い。

業務外の依頼が多いなど、対応が難しい方もおられたので連携していきたい。



地域生活つむぎあいプロジェクト」の展開と広がり年表

(2015～2018)

年度	重層的・包括的な相談支援体制づくりにかかる施策動向	全体運営に関すること	庁内連携に関すること	関係機関連携に関すること	相談支援体制の強化に関すること	参加支援体制の強化に関すること	地域づくり支援の強化に関すること
以前					・地域包括支援センター（南北2か所）で実施 [H22 2010～26 2014] ・障がい者相談支援センター「コンパス」開設（H24 2012）		・地域活動支援センター事業の実施（2か所） [H18. 10～]
H27	・生活困窮者自立支援法成立		・生活困窮者自立支援対策庁内連携会議の設置	・つながり応援センターよろず運営委員会設置	・生活困窮者自立支援機関「つながり応援センターよろず」開設		
2015	・厚生労働省「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現 時代に対応した福祉の提供ビジョン」発表		・健康いきいき応援センターの廃止 [健康推進課と地域包括支援課に業務集約]	・相談窓口職員連絡会スタート	・地域包括支援センターが基幹型1か所に統合 ・利用者支援事業（子育て：基本型）の開始 [結びと育ちの応援団] ・なんでも相談会スタート（市地域包括支援課委託事業）		
H28	・社会福祉法改正 → 社会福祉法人制度改革	・地域包括支援体制構築に係る準備会議を設置（2回）[健福部課長] ※事務局は、地域包括支援課				・就労準備支援事業ホップ開設（虹の会）	・生活支援体制整備事業の開始（第1層協議体・Coの設置）
2016	・「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会」位置づけ ・厚労省内に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制のあり方に関する検討会」（地域力強化検討会）設置						
H29	・地域包括ケアシステム強化法成立	・体制構築に係る準備会議（5回）[健福, 子未来, 部課長] ※事務局を、地域包括支援課と社会福祉課の2課体制に	・子ども未来部が創設 [健康福祉部との2部体制に] ・体制構築にかかる作業部会を設置（8回）[2部内実務者] ※各支所を対象に「拠点としての支所機能に関する聞き取り調査」を実施		・利用者支援事業（子育て：母子保健型）の開始	・就労準備支援ホップから「にじかフェ」誕生	・子育て支援センターの統合（6か所→4か所）
2017	・社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制に関する指針						
H30	・改正社会福祉法施行（包括的支援体制整備が位置づけられる）	★「地域生活つむぎあいプロジェクト」に名称が決定 ・上記会議を、地域生活つむぎあいプロジェクト準備会議として開催（1回）	・体制構築にかかる作業部会（6回）[2部内実務者] ※民生委員を対象に「地域の相談支援体制に関するアンケート」を実施	・くらし連携会議（高島モデル）を開催（1回） ・施設協によろず相談窓口担当職員を配置 ・行政、関係機関、民生委員向け研修会（講師：藤井教授、永田教授）			
2018	・地域共生社会に基づくサービスの創設						

地域生活つむぎあいプロジェクト」の展開と広がり年表

(2019～2023)

年度	重層的・包括的な相談支援体制づくりにかかる施策動向	全体運営に関すること	庁内連携に関すること	関係機関連携に関すること	相談支援体制の強化に関すること	参加支援体制の強化に関すること	地域づくり支援の強化に関すること
R1 2019	※多機関の協働による包括的支援体制構築事業（１年目）	・くらし連携支援室が開室 ・地域生活つむぎあい会議を設置開催（２回）	・庁内連携つむぎあい会議を設置開催（１回） ・プロジェクト作業部会（６回） ※つむぎあい会議委員を対象に「ヒアリング調査」を実施	・くらし連携会議（高島モデル）の開催（３回） ・厚労省職員による関係者向け研修会（講師：大臣官房総務課広報室野崎氏）	・なんでも相談会（市地域包括→市社会福祉課委託事業へ）	・就労準備支援ホップにアウトリーチ支援員を配置	・生活支援体制整備事業 第２層での取組み開始（３地域にCo設置）
R2 2020	・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布（令和３年４月施行等） ※多機関の協働による包括的支援体制構築事業（２年目）	・地域生活つむぎあい会議（２回）	・庁内連携つむぎあい会議と生活困窮庁内連携会議を統合 ・関係課ミーティングの開催（１０回） ・プロジェクト作業部会（４回） ※つむぎあいシートの検討・作成 ・R3.1月「つむぎあいシート」運用開始	・市内６地域でのくらし連携会議を開催（各２、３回） ・厚労省職員による関係者向け研修会（講師：社会・援護局地域福祉課國信氏、田代氏）	・自立支援機関（就労支援）を、働き暮らし応援センターに移管（社協→ゆたか会） ・あいりんつむぎ地域包括支援センターの設置		・生活支援体制整備事業 第２層の全地域にCo設置（６地域）
R3 2021	※重層的支援体制整備事業への移行準備事業	・地域生活つむぎあい会議（２回） ・第４次地域福祉計画の策定 ※計画への具体的位置づけ	・庁内連携会議（２回） ・プロジェクト作業部会（２回） ※重層的体制整備事業の本格実施に向けた検討・調整	・地域別くらし連携会議（３回） ・分野別相談支援センター連絡会の設置（市と社協の協働事務局）（２回）	・権利擁護支援中核機関の設置検討 ・（再掲）分野別センター連絡会	・参加支援事業の実施検討 ・アウトリーチ支援事業の実施検討	・子育て支援センターの統合（４か所→２か所） ・新たな共助の基盤づくり事業の検討 ・見守りNW事業者説明会の開催（５）
R4 2022	※重層的支援体制整備事業（１年目）	・地域生活つむぎあい会議（２回） ・権利擁護支援関係者協議（８回）	・新規採用職員向け研修の実施 ・庁内連携会議（２回）※１回は研修	・自立支援協、地域子育て支援拠点担当者会議等での研修（各１回） ・分野別相談支援センター関係職員向け説明会の開催（地域福祉、困窮、高齢、障がい、子ども、若者各１回） ・地域別くらし連携会議（定例化） ・分野別センター連絡会（２回）	・（再掲）分野別センター連絡会 ・（再掲）６地域くらし連携会議	・新）参加支援事業の開始 ・新）アウトリーチ支援事業の開始	・新）生活困窮 地域づくり事業の開始 ・見守りNW事業者説明会（７回）
R5 2023	※重層的支援体制整備事業（２年目）	・地域生活つむぎあい会議（２回） ・新）くらし連携支援室（行政）・成年後見サポートセンター（市社協）に、新たに権利擁護支援に関する中核機関機能を整備（協働体制）	・庁内連携会議（２回） ・プロジェクト作業部会 ※属性別個別会議と支援会議の連携についての検討・調整	・新）権利擁護支援ネットワーク会議の設置 ・新）権利擁護支援定例会のあり方検討会議の設置	・（再掲）分野別センター連絡会 ・（再掲）６地域くらし連携会議 ・（再掲）権利擁護支援定例会のあり方検討会議の設置 ・（再掲）プロジェクト作業部会の開催	・参加支援事業、アウトリーチ等支援事業の実施	・変）生活困窮 地域づくり事業の内容変更 ・見守りNW事業者説明会 ・新）見守りNW全体研修の検討 ・新）地域住民向け研修の検討
				・地域別くらし連携会議（定例） ・分野別相談支援センター連絡会（２回）	・（再掲）分野別センター連絡会 ・（再掲）地域別くらし連携会議	・（再掲）６地域くらし連携会議	・地域別くらし連携会議を中心に、みんなの居場所づくりの推進